

令和7年度 井原市市民後見人募集

認知症や障害などにより、判断能力が不十分な人の財産や権利を守る「成年後見制度」の利用者を身近な立場で支援する「市民後見人」を募集します。

市民後見人とは

親族や専門職（弁護士など）に代わり、成年後見制度における成年後見人として対応していただく、専門的な研修を受けた一般市民の方のことを指します。市民という立場を活かした、きめ細やかな支援が強みの存在であり、地域における権利擁護の支え手として、いま全国で必要とされています。

安心の活動支援体制

井原市の市民後見人には、弁護士や社会福祉士などの専門職が所属するNPO法人へ加入していただき、**専門職の援助を受けながら活動**をしていただきます。活動に関する悩みや不安については、専門職から助言を受けることができます。

また、井原市の市民後見人には、成年後見人としての**活動報酬の制限を設けていません**。NPO法人の定める基準に基づき、活動報酬を受領していただきます。

お申し込みについて

申込資格

次の全てに該当する方

- 年齢が18歳以上70歳以下であること（令和7年4月1日時点の年齢）
 - 市内に住所を有し、現に在住していること又は県内に住所を有し、市内に勤務していること
 - 社会貢献に対する意欲と熱意があること
 - 成年後見制度及び高齢者、障害者等に対する福祉に理解と熱意があること
 - 原則として養成研修※の全ての課程を受講できる見込みがあること
 - 民法第847条に規定する後見人の欠格事由（破産者等）に該当しないこと
- ※岡山県と井原市が主催する全8日間（予定）の研修に参加していただきます（費用負担なし）

申込方法

井原市地域包括支援センターに備え付けの申込書類（井原市のホームページにてダウンロードもできます）を提出してください。後日、選考のための面接を実施します。

申込締切

令和7年 **8月7日（木）** 17時 必着

お申込み・
お問い合わせ先

井原市地域包括支援センター

〒715-8601 井原市井原町311番地1 井原市役所2階 介護保険課内

TEL: 0866-62-9552 FAX: 0866-65-0268

MAIL: hokatsu@city.ibara.lg.jp